

32. 減価償却制度の概要

普通償却	減価償却資産の種類	建物及びその附属設備 船舶 工具，器具及び備品	構築物 航空機 鉱業権，特許権等16種類の無形固定資産	機械及び装置 車両及び運搬具 牛，馬，果樹等
	償却方法	定額法 生産高比例法（鉱業用減価償却資産に限る。） その他税務署長の承認を受けた方法 （減耗償却） 鉱業を営む者が，鉱物の売上高の13%（ただし，鉱業所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは，その積立額の損金算入が認められる。ただし，準備金積立て後3年以内に新鉱床採鉱の費用等に使用しなかった場合は，課税所得に算入される。 なお，3年以内に新鉱床採鉱費を支出したときは，準備金を取り崩して益金に算入するとともに，「新鉱床採鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除が認められる。（この方法により，準備金を所得控除に振り替えるわけである。） また，海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の50%を限度として海外採鉱準備金として積み立て，海外新鉱床採鉱費の支出に充てた場合にも，同様の措置が認められる。		
	耐用年数	大蔵省令により，資産の種類別にすべて法定されている。ただし，資産の材質，製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には，国税局長の承認を受けて年数の短縮，又は増加償却を行うことができる。		
	陳腐化	技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については，国税局長の承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残価と簿価との差額を一時に償却することができる。		
	償却の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しが認められる。		
特別償却		(1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法42の5） (2) 中小企業新技術体化投資促進税制（措法42の6） (3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の7） (4) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の8） (5) 製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除（措法42の9） (6) 特定設備等の初年度特別償却（措法43） 公害防止用設備 18%（廃棄物処理センターの取得設備 19%） 再資源分別回収設備 14% 電線類地中化設備 9% 海運業の経営合理化に資する船舶 16%（外航近代化船 18%）。なお，二重構造化タンカー，船員訓練教育施設については20% 航空運輸業の経営合理化に資する航空機 9% (7) 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の初年度10%の特別償却（措法43の2） (8) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の初年度28%（建物等については13%）の特別償却（措法43の3） (9) 特定中核的民間施設等の初年度9%（大阪湾臨海地域整備法の整備計画に係る中核的施設については12%，山村振興法の保全事業等の計画に係る一定の保全事業用資産及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の事業計画に係る資産については，建物等8%・機械装置15%）の特別償却（措法43の4） (10) 地震防災対策用資産の初年度13%（耐震性向上のための建物等の改修に係る資本的支出については6%，耐震改修法の計画に基づき行なうものについては8%）の特別償却（措法44） (11) 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備について，機械装置等にあつては初年度30%（開発計画承認後5年超7年以内の取得については25%，同7年超8年以内の取得については20%，同8年超10年以内の取得については15%，同10年超12年以内の取得については14%，同12年超14年以内の取得については12%），建物等にあつては15%（同13%，同10%，同8%，同7%，同6%）の特別償却（措法44の2）		

前項参照

特
別
償
却

(続)

- (12) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産について、機械装置等にあつては初年度30%（集積促進計画承認後3年超5年以内の取得については24%、同5年超7年以内の取得については20%、同7年超9年以内の取得については16%）、建物等にあつては15%（同12%、同10%、同8%、同7%、同6%、同4%）の特別償却。ただし、東京都の特別区からの移転に伴い取得したものは、同計画承認後2年以内に限りそれぞれ36%、8%の特別償却（措法44の3）
- (13) 事業革新設備等の初年度 25%（高度化等計画の承認を受けた中堅企業者又は中小企業者が取得する技術革新設備については 15%、20%、又は 25%、特定農産加工業者が取得する経営改善用設備については 14%）の特別償却（措法 44 の 4）
- (14) 特定余暇利用施設の初年度 13%（基本構想承認後 5 年超 7 年以内の取得については 10%、同 7 年超 8 年以内の取得については 8%、同 8 年超 10 年以内の取得については 7%）の特別償却（措法 44 の 5）
- (15) 特定電気通信設備の特別償却（措法 44 の 6）
 電気通信基盤充実設備 初年度 10（7 年度）・9（8 年度）・8（9 年度）%
 電気通信利便性充実設備 初年度 14（7 年度）・12（8 年度）・10（9 年度）%
 電波共同利用設備 初年度 11%
 電気通信役務の安定的な提供に資する設備 初年度 12%
- (16) 商業施設等の特別償却（措法 44 の 7）
 中小小売商業振興法の高度化計画により設置される共同利用施設・店舗用建物等 初年度 8%（特定の共同利用施設については 12%）
 環衛法の振興計画により設置される共同利用施設 初年度 8%
 特定商業集積法の基本構想に係る店舗用建物等 初年度 6%
 食品流通法の認定計画により設置される共同利用施設・店舗用建物等 初年度 8%
 流通効率化法の認定計画により設置される共同利用施設 初年度 8%
- (17) 地方拠点都市地域法の基本計画において定められた拠点地区内における産業業務施設に該当する事務所用又は研究所用の建物等の初年度 12%（基本計画承認後 3 年超の取得については 11%）の特別償却（措法 44 の 8）
- (18) 再商品化設備等の特別償却（措法 44 の 9）
 新規リサイクル設備 25%
 廃棄物処理・製造用設備 14%
- (19) 輸入促進地域内の特定集積地区における輸入関連事業用資産について、建物等にあつては初年度 12%、機械装置にあつては初年度 25%の特別償却（措法 44 の 10）
- (20) 低開発地域等工業用機械等の初年度特別償却（措法 45）
 低開発地域及び農村地域 12%（建物等については 6%）
 半島地域 14%（建物等については 7%）
 過疎地域 14%（建物等については 8%）
 離島地域 14%（建物等については 6%）
 産炭地域 12%（建物等については 6%）（昭和 61 年度以降の新規閉山炭鉱所在の市町村にあつては、機械等 22%・建物等 11%、稼行炭鉱所在の市町村にあつては、機械等 18%・建物等 9%）
 沖縄の工業等開発地区 34%（建物等については 20%）
 沖縄の自由貿易地域 50%（建物等については 25%）
 沖縄の離島（ホテル業等用の建物等については 8%）
- (21) 中小企業者の機械等の特別償却等
 中小企業者等が製造業、建設業等の事業の用に供する機械装置（230 万円以上のものに限る。）の初年度 11%の特別償却（措法 45 の 2）
 医療保健業を営む法人がその事業の用に供する医療用機器等（400 万円以上のものに限る。）の初年度 14%（共同利用の医療用機器については 15%、特定民間施設の機能の発揮に資する特定の設備については 12%、看護業務の省力化に資する機器については 18%の特別償却（措法 45 の 2）
 医療保健業を営む法人がその事業の用に供する特定医療用建物の 5 年間割増償却（老人保健施設用建物 10%、療養型病床群用建物及び老人性痴呆疾患療養病棟用建物 8%）（法 45 の 2）
- (22) 中小企業構造改善計画等を実施する商工組合等の構成員の機械等の 5 年間 18%（中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船については 16%）の割増償却（措法 46）
- (23) 障害者を雇用する場合の機械等の 5 年間 24%（工場用建物等については 32%）の割増償却（措法 46 の 2）
- (24) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の 5 年間 20%又は 15%の割増償却（措法 46 の 3）

特 別 償 却 (続)	(25) 優良賃貸住宅等の割増償却（措法 47 ） 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の特定優良賃貸住宅 47%(耐用年数 45 年以上の特定優良賃貸住宅については 65%) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の都心共同住宅 50%（耐用年数 45 年以上の都心共同住宅については 70% ） (26) 特定再開発建築物等の 5 年間 15%（高齢者・身体障害者対応建築物については 18% ）の割増償却（措法 47 ） (27) 倉庫用建物等の 5 年間 20%の割増償却（措法 48 ） (28) 鉱業用坑道等の初年度全額特別償却又は全期間 14%の割増償却（措法 49 ） (29) 植林費の 30%の損金算入の特例（措法 50 ） (30) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の全額特別償却（措法 52 ）		
(参考) 資産再評価	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="240 551 853 909"> (1) 第 1 次再評価 昭 25.1.1 ～ 10.30 の期間 再評価差額に対して 6%課税 (3) 第 3 次再評価 昭 28.1.1 から 2 年間 再評価差額に対して 6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第 4 次再評価 中小企業を対象として、昭 32.1.1 から 1 年間 再評価差額に対して 1.5%課税 </td><td data-bbox="853 551 1469 909"> (2) 第 2 次再評価 昭 26.1.1 ～ 9.30 の期間 課税条件は第 1 次に同じ </td></tr> </table>	(1) 第 1 次再評価 昭 25.1.1 ～ 10.30 の期間 再評価差額に対して 6%課税 (3) 第 3 次再評価 昭 28.1.1 から 2 年間 再評価差額に対して 6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第 4 次再評価 中小企業を対象として、昭 32.1.1 から 1 年間 再評価差額に対して 1.5%課税	(2) 第 2 次再評価 昭 26.1.1 ～ 9.30 の期間 課税条件は第 1 次に同じ
(1) 第 1 次再評価 昭 25.1.1 ～ 10.30 の期間 再評価差額に対して 6%課税 (3) 第 3 次再評価 昭 28.1.1 から 2 年間 再評価差額に対して 6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第 4 次再評価 中小企業を対象として、昭 32.1.1 から 1 年間 再評価差額に対して 1.5%課税	(2) 第 2 次再評価 昭 26.1.1 ～ 9.30 の期間 課税条件は第 1 次に同じ		